

## 救護に関する協定書例

社団法人\_\_\_\_\_医師会（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は\_\_\_\_\_（以下「本大会」という。）で乙が設置する医療救護所（以下「本救護所」という。）に対する医師、看護師（以下「救護医師等」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。なお、乙が法人格を持たない場合、法人格を持つ丙が乙を連帯保証する。

### （目的）

第1条 この協定は、本大会の円滑な開催に資するため、本大会に出場する選手、役員、観客その他の関係者であって、事故又は急病のため救護を必要とする者のために乙が設営し運営する本救護所に対し、甲が救護医師等の派遣を斡旋して、乙の救護業務に協力することについての詳細を定めることを目的とする。

### （協力要請及び派遣）

第2条 前条の目的達成のため、乙は甲に対し本大会開催期間中、本救護所に救護医師等の派遣の斡旋を要請するものとし、これに応じて甲は乙がそれぞれ指定された日時、場所に救護医師等の派遣を斡旋するものとする。

### （指示命令）

第3条 前条により派遣を承知した救護医師等は、本救護所の運営に関しては乙の担当者からの指示命令に従うものとする。ただし、救護実際に関しては自らの知識経験によりこれを行うものとする。

### （報酬）

第4条 乙は、救護医師等に対し、次の取り決めによる報酬を支払う。

医師	一人（日）あたり	円
看護師	一人（日）あたり	円

### （実費負担）

第5条 本救護所において乙が準備したもの以外の救護に必要な薬剤、医療材料その他医療器具は、救護医師等がこれを各自持ち込み使用することができる。ただし、これらについては乙が実費分を負担することとし、負担額の支払いについては、乙は救護医師等から請求を受け次第直ちに、救護医師等に支払うものとする。

(医療事故)

第6条 救護医師等が傷病者本人またはその親族等から医療事故として損害賠償請求を受け、調停を申し立てられ、その他訴訟等を提訴されたときは、乙は本救護所の運営及び運営管理者として、第一次的に責任を負うものとし、これらの請求に対処する他、訴訟参加などによって全面的に協力するものとする。

2 前項の場合、救護医師等が損害賠償責任を負うこととなる時は、救護医師等に故意又は重大な過失がある時を除き、乙が賠償責任を負担するものとする。

(救護医師等の業務災害)

第7条 救護医師等がその執務中に被った災害については、乙がその損害を補償するものとする。

(疑義の調整)

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(連帯保証)

第9条 丙は、この協定書により乙が甲に対し負担する一切の義務について、乙と連帯して甲に対し保証する。

(協定書の保有)

第10条 本協定を証するため協定書を作成し、甲乙丙各々一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

(丙)